



第4章

- 計画の推進に向けて -

第1節 推進体制

第2節 進行管理

第4章 計画の推進に向けて

第1節 推進体制

1. 推進の基本的な考え方

これまで、まちづくりは行政が主体となって進められてきましたが、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化、さらには気候変動や防災対応など、みどりを取り巻く環境は大きく変化しています。これからのみどりのまちづくりは、行政だけでなく、市民、事業者、地域団体など多様な主体が、それぞれの役割を果たしながら協働し、地域の特性に応じた魅力と活力のある地域づくりを進めていくことが求められます。

本市では、施策の推進にあたり、関係主体が共通の目標を共有し、連携して取り組める協働の体制整備を図ります。



○市民と行政との連携・協働
西山公園のインクルーシブ公園整備に向けたワークショップ



○市民と市民団体との連携・協働
西山森林整備推進協議会による自然体験型イベント
出典：西山森林整備推進協議会



○教育・研究機関との連携・協働
グリーンカーテンづくりによる環境教育
出典：長岡第四小学校



○事業者と行政との連携・協働
地域企業の協力による長岡公園の再整備

2. 庁内の推進体制

本市は「長岡京しみどりの基本計画」に基づき、みどりの施策を進めます。施策の推進にあたっては、みどりに関わる各部署が連携し、各施策の継続、新たな施策に取り組むとともに、定期的に情報共有を行い、施策の進捗管理を着実に進めます。



3. 計画の周知・啓発

本計画を推進し、市民や事業者との協働を促進するためには、まず多くの方に計画の内容に関心を持っていただくことが重要です。本計画が目指す将来像や施策の内容について、市ホームページや広報誌、SNS等を活用して分かりやすく発信します。また、関連イベント等、あらゆる機会を捉えて普及啓発を図り、計画内容の市民への浸透に努めます。



4. 市民や事業者等との連携

市民は、身近な花やみどりを守り、育て、創り出す主体であり、その日々の行動や地域での活動は、まち全体のみどりの質を高める原動力となります。市民団体等は、地域課題の解決や公益的な目的のために、市民が自発的・主体的に活動する非営利の組織であり、西山森林整備推進協議会やNPO法人(特定非営利活動法人)、自治会などが活動しています。事業者は地域社会の一員として、緑化活動や協賛、CSR活動等を通じて地域に貢献することが期待されています。

そのため、本市は、市民、市民団体等、学校、企業、地域組織など多様な主体と連携し、それぞれが持つ情報やノウハウ、強みなどを共有しながら、みどりの課題や今後のみどりのまちづくりに共同で取り組めるよう、協働の仕組みづくりと機会の創出に努めます。



【コラム】市民団体等の表彰制度

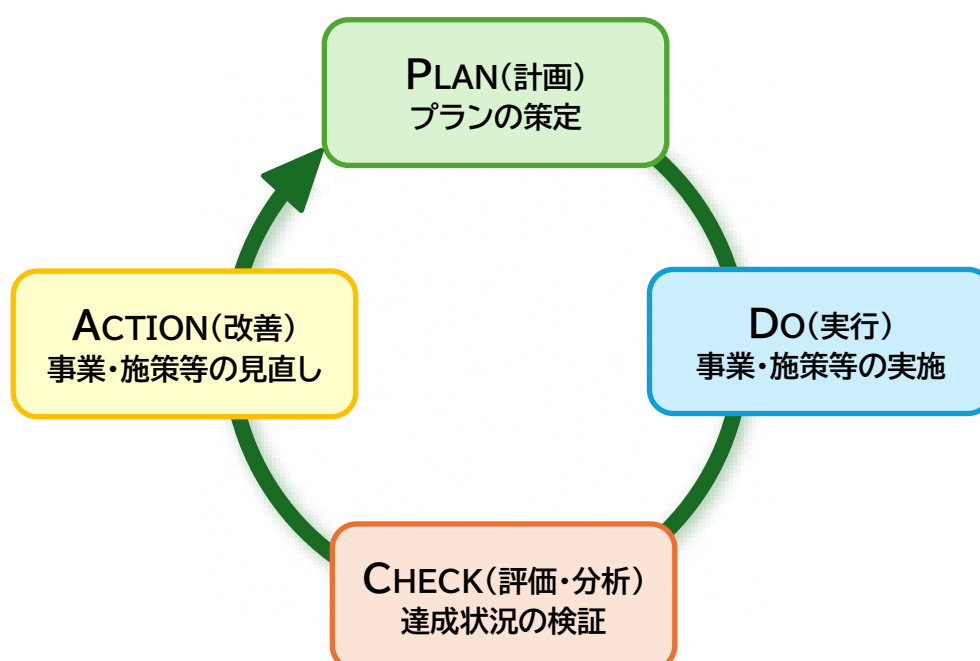
本市では、自然環境の保全や環境美化活動等に取り組んでいる市民や市民団体等を表彰する制度として「長岡京市“環境の都”賞」があります。この表彰制度は2009(平成21)年4月の「“環境の都”長岡京市環境都市宣言」の趣旨に基づき、豊かな環境を守り、自然と共生する持続可能なまちづくりに貢献した個人、団体及び事業者を顕彰することを目的として、創設されました。対象は市内に居住又は、勤務、通学する個人活動範囲が原則として市内である個人、団体又は事業者であり、おおむね10年以上の活動歴を有し、自然環境の保全及び環境美化運動に取り組んでいる個人又は団体などです。例年11月に開催される「長岡京市環境フェア」において表彰式が行われています。

出典:長岡京市ホームページ「長岡京市“環境の都”賞」

第2節 進行管理

1. 進行管理の基本的な考え方とサイクル

本計画が目指す「みどりの基本理念」の実現に向けて、施策を推進し、その効果を確実に高めていくため、計画期間内で進行管理を行います。進行管理にあたっては、PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルの考え方に基づき、施策の計画(Plan)、実行(Do)、検証(Check)、そして次の施策への改善・見直し(Action)のプロセスを定期的を実施し、実効性の向上に努めます。



2. 進行管理の方法と体制

本計画の計画期間は今後、概ね20年間としますが、社会情勢の変化等に柔軟に対応し、実効性を確保するため、以下の通り「毎年度の点検」と「定期的な検証」を行います。

(1) 毎年度の点検(庁内PDCA)

庁内の推進体制において、毎年度、具体的な取組の実施状況や目標指標の達成状況について点検・評価を行います。点検の結果明らかになった課題については、速やかに次年度の事業計画や予算編成に反映させ、早期の改善を図ります。

(2) 定期的な検証(フォローアップ)

毎年度の点検の積み重ねを踏まえ、概ね5年ごとに計画全体の検証(フォローアップ)を行います。フォローアップにあたっては、庁内での確認に加え、外部有識者や市民代表等による第三者評価の場(例:「長岡京市緑の基本計画策定委員会」など)を設けます。そこで行われる客観的な評価や提言を最大限に尊重し、法改正や社会情勢の変化、上位・関連計画の動向なども踏まえ、必要に応じて計画の見直しを適切に行います。

